

尼崎市特別職報酬等審議会 審議経過の概要（第2回）

令和7年2月7日（金）10:00～12:00

<事務局からの資料説明>

- 市長への退職手当支給の是非について
- 地方公務員の給与決定のしくみ
- 市長の職務
- 尼崎市の財政状況、一般職の給与改定状況
- 民間企業等との比較

1 主な論点

- 市長への退職手当は支給すべき。
 - ・ これまでの功績に対して退職手当を支給することは必要。
 - ・ 報道では給料月額やボーナスが取り扱われるため、退職手当相当額を給料に含めることで他都市より突出した印象を与えることはよくない。
- 退職手当の水準は、現行と同水準が適切である。
 - ・ 市長の職務・職責からすると妥当。
 - ・ 社会情勢として賃上げの風潮がある中、下げる方向で議論することは適切か。
 - ・ 4年間の任期後、まとめて支払われることに対し、違和感を持つ市民がいることは認識すべき。
- 市長に対する市民評価を退職手当に反映する仕組み
 - ・ 実施にあたっては課題も多く見受けられるが、他都市事例の具体的内容を研究する。

2 次回審議会開催にあたって

- ・ 現行制度、現行水準の維持を前提に、答申骨子案で議論を進める。
- ・ 市民評価の制度について

<事務局への要請>

- ・ 首長の給与に関する報道事例、他都市での市民評価事例、今後の投資的事業見込み

※内容の詳細は議事録をご覧ください。